



# 府庁生協 くらしコープ

2018/2



発行: 京都府庁生活協同組合 TEL075-441-7657 FAX075-441-2686 Mail: fucho-coop@mb3.seikyone.jp

ホームページ: <http://fucho.u-coop.net/> 「府庁生協」で検索してください (スマホでも見られます)

## インフルエンザが大流行しています。手洗い・マスクを！ (購入にマスクあります)

予防は、①手洗い・うがい・マスク ②人混みに行かない ③予防注射 ④睡眠・休養 ⑤部屋を乾燥させない などで。罹ると本人も周りも大変です。くれぐれもご注意を。そして元気に冬を乗り切りましょう！



### 購買からのお知らせ

購買 075-451-6976・3055 本庁内線 6111・6115 FAX 075-432-5060・441-8000 (福利厚生センター1階)

#### ●2月の催し(企画出店) ※購買店舗内です

日	曜	内容	出店業者
1	木	—	—
2	金	—	—
5	月	あられなど 特價販売	ユリヤ
6	火		
7	水		
8	木		
9	金	豆腐パン	チェルキオ
12	月	(建国記念日振替休日)	
13	火	—	—
14	水	—	—
15	木	—	—
16	金	—	—
19	月	和菓子	笹屋伊織
20	火	カッターシャツなど	アサヒフレックス
21	水		
22	木		
23	金	豆腐パン	チェルキオ
26	月	ハム・ウインナー	京都特産ほーく
27	火	寝装品	オカベ寝装
28	水	(棚卸しのため2時で閉店します)	

#### ●おすすめ商品(雛人形) HPをご覧ください 購買店舗にパンフあり

- 府庁生協は、東山三条の田中人形(天正元年(1573年)より19代の平安光義作)と提携し、雛人形をご案内しています。
- 府庁生協の組合員は20%引きです。お店で組合員証のご提示を。
- 田中人形の直営店 ※生協HP「京の老舗を訪ねる」参照
  - ・本店(東山三条上ル [P]有り) 075-761-4151
  - ・大手筋店(国道1号線大手筋交差点 [P]有り) 075-604-0100



#### ●おすすめ商品(有名ブランド激安セール) ※くわしくはチラシを見てね

お菓子・化粧品・食品・など 激安でご案内しています。  
5,000円以上でお申し込み下さい。(7,000円以上で送料無料)  
職場のお友達で取りまとめてご注文下さい。

今回の申込み締切 3月1日(木)

※府庁生協ホームページ [オンラインショッピング] からネットでもOK



#### ●おすすめ商品(広辞苑第7版) ※購買店舗でどうぞ

国語辞典の代名詞「広辞苑」。10年ぶりの大改訂となった第7版。  
新たに1万項目追加し、140頁増えたのに厚みは前と同じ。

購買店舗で好評発売中です。生協購買で買うと5%引き！

6月30日までは特別価格提供期間で、9,000円が 8,500円になり、さらに生協で買うと 8,500円が 8,075円になります。(いずれも本体価格)



#### ●おすすめ商品(e-shop21) オンラインショッピング 電子辞書フェアもやっています！

新生活応援フェア(2月中) ※購入は生協ホームページから



### 食堂からのお知らせ

食堂 075-432-5055 本庁内線 6113 FAX 075-432-9606 (福利厚生センター地階)

#### ●月～水と木・金で 単品・丼・テイクアウト弁当のメニューを入れ替えています。お昼は明るく暖かい食堂に来てね！

食堂メニューは、ランチ・定食の日替わり以外は一週間同じメニューが続きます。昨年行ったアンケートでも「週の後半食べるものがない」という声がありました。そこで1月から、月～水と木・金で 単品・丼・テイクアウト弁当のメニューを入れ替えています。掲示板・HPでメニュー確認してね。

### 旅行部からのお知らせ

旅行部 075-441-9615 本庁内線 6116 FAX 075-432-5040 (福利厚生センター1階)

#### ●旅行部のページ(府庁生協ホームページ)の便利機能をご存じですか？ まずはページを覗いてください。

##### 【ご旅行相談フォーム】

皆様の様々なご旅行の相談・要望をお寄せ頂く機能です！

- ・旅行部に足を運ばずに相談できます。条件やご要望を送信してください。
- ・旅行部スタッフが送信いただいたご相談ご要望に応じてご提案します。
- ・国内、海外を問わず、家族旅行、グループ旅行、親睦会旅行、さらに宴会まで幅広く皆様のご相談ご要望にお応えします。
- ・旅行部のページの [相談フォーム] のボタンをクリックし、ご希望の条件等を入力して送信してください。



##### 【デジタルパンフレット】

Look JTBの色々なパンフレットをご覧頂ける機能です！

- ・旅行部に足を運ばずにパンフレットをご覧いただけます。
- ・出発地、目的地(方面)、テーマ(上質な旅、添乗員付き、世界遺産、秘境、ハネムーン、リゾートなどなど)を選んで検索すれば、パンフレットが出ます。
- ・ページめくり、拡大機能で、ご覧いただけます。
- ・旅行部のページの [デジタルパンフレット] のボタンをクリックしてください。後は旅行部に電話するか、[ご旅行相談フォーム] をクリックするだけ。



#### ●旅の写真を募集します！ (府庁生協ホームページにアップします)

生協旅行部で申し込まれたご旅行の写真を募集しています。思い出の景色などを生協HPにアップします。旅行部までご連絡ください。

### 総務課からのお知らせ

総務課 075-441-7657 本庁内線 6110 FAX 075-441-2686 (別館1階)

#### ●退職される組合員の皆様へ 退職後も府庁生協が保険や旅行など豊かな生活をサポートします ※詳しくは2面をご覧ください。

##### 組合員資格の継続

- (1) 再任用職員・嘱託職員等として引き続き勤務される方は、これまでどおり組合員として継続していただけます。手続き不要。保険にご加入の方はこれまでどおり給与からの引き落としができるか職場にご確認ください。
- (2) それ以外の方(勤務されない方)も継続できます。継続希望の方は、「継続申出書」を生協総務課に出してください。組合員証はそのままOK。

##### 脱退の手続き

- ・脱退される場合は、「脱退申出書」を生協総務課に出してください。
- ・出資金は現金(生協総務課)又は口座振込でお返します。
- ・組合員証は返納してください。紛失の場合は、申出書の紛失欄に押印を。
- ・組合員証(カード)にチャージした残金がある場合は、レジで返金を。
- ・物品購入の未払金などがある場合は、脱退前に清算をお願いします。

# 退職される生協組合員の皆様へ

2018.1.10  
府庁生協

退職後も再任用・嘱託職員として引き続き勤務される方はもちろん  
府庁の職場を離れる方も、府庁生協に継続加入できます。  
退職後も府庁生協が保険や旅行など豊かな生活をサポートします。



## ●組合員資格の継続について

- (1) 再任用職員・嘱託職員等として**引き続き勤務される方**は、これまでどおり組合員として継続いただけます。この場合、**手続きは不要**です。ただし、保険にご加入の方は、下記※をご覧ください。
- (2) それ以外の方(**勤務されない方**)も継続ができます。継続を希望される方は、「継続申出書」を生協総務課に出してください(用紙は生協総務課又はホームページ「生協の加入について」→「退職される方へ・脱退される方へ」からダウンロードで)。組合員証はそのままご使用になれます。なお、保険にご加入の方は、下記※をご覧ください。

※ 上記(1)の方は、生協加入の保険は引き続き団体扱いとなりますが、**職員番号が変更になる場合は給与からの保険料の口座引落しができなくなります**。職場でご確認ください。  
上記(2)の方は、生協を継続すれば団体扱いはできますが、**口座引落しはできなくなります**。  
口座引落しができなくなる場合は、口座振替等の支払いとなります。口座振替は手続きが必要ですので、生協総務課(075-441-7657 本庁内線6110)へご連絡ください。

## 脱退の手続き

生協の脱退を希望される方は、下記により手続きをお願いします。

### ●脱退の手続き

- ・ 府庁生協を脱退される場合は、「脱退申出書」を生協総務課に出してください。
- ・ 総務課へ連絡いただければ、出資金等の返還額を印字した「脱退申出書」を送付します。
- ・ 白紙の用紙は、ホームページ「生協の加入について」→「退職される方へ・脱退される方へ」からダウンロードできます。

### ●出資金の返還

- ・ 出資金(預り金含む。)をお返します。(金額は生協総務課でご確認ください。)
- ・ 出資金は現金若しくは口座振込でお返します。(ご希望の方法で)
- ・ 現金の場合は、生協総務課の窓口にお申し付けください。
- ・ 口座振込の場合は、「脱退申出書」に振込先の銀行口座をお書きください。

### ●組合員証の返納とチャージ残金の返金

- ・ 組合員証は返納してください。組合員証を紛失している場合は、「脱退申出書」の紛失欄に押印してください。
- ・ 組合員証(カード)にチャージした残金がある場合は、先に購買か食堂のレジで返金を受けてください。(残金があるかどうかの確認もレジでできます。)

※ただし、旧カード(2014年3月以前に発行したカードで、ICチップの貼られたもの)の残金確認は、生協総務課(075-441-7657 本庁内線6110)へお問い合わせください。

### ●その他の手続き

- ・ 物品購入の未払金などがある場合は、脱退前に清算いただきますようお願いいたします。「脱退申出書」提出時にお支払いいただいても結構です。
- ・ 京都生協の共同購入を利用されている方で、本庁受取りの方は事業課(内線6115)に、公所・地方機関の方は京都生協の担当支部(配達してくる所)にご連絡ください。
- ・ 大丸百貨店カードをお持ちの方は「大丸百貨店カード」と「解約用紙」を出してください。